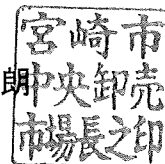




宮市場第 39号
令和6年5月 1日

宮崎青果株式会社
代表取締役社長 神野 榮一郎 殿

宮崎市中央卸売市場長 岡部 卓朗



「食品表示基準」の遵守及び漬物の取扱いについて(通知)

日頃から円滑かつ適正な市場運営にご理解とご協力をいただき深く感謝申し上げます。

「食品表示基準」の遵守につきましては、令和4年4月25日付け宮市場第21号で既に通知しているところですが、当市場に出荷されている加工食品の中に食品表示基準を遵守していないものがあるとの報告がございました。

食品の表示については、平成27年に食品表示法(平成25年法律第70号)が施行され、包括的かつ一元的な制度が創設されました。具体的な表示のルールは、食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)に定められており、食品の製造者、加工者、輸入者又は販売者に対しては、食品表示基準の遵守が義務付けられています。

また、漬物の製造に関しましては、宮崎県の条例に基づく「登録」から、新たに創設された法に基づく「営業許可」に変わりました。これに伴い漬物の製造を行う施設は「漬物製造業」の許可を取得しなければならないこととなりました。よって、今後は漬物の営業許可証のない者からの荷受はできないこととなります。

つきましては、日頃から出荷者と接する貴職員に対し、当市場から出荷される生鮮食品並びに加工食品の信頼が損なわれないよう上記内容につきまして周知徹底していただきますようお願いいたします。

なお、食品表示基準に基づく表示については、消費者庁ホームページ内「早わかり食品表示ガイド」を参照ください。

<文書取扱>

宮崎市中央卸売市場管理事務所
業務係 TEL29-1501



早わかり 食品表示ガイド

〈事業者向け〉食品表示基準に基づく表示


消費者庁

〈令和6年4月版〉

ご存じ
ですか?

食品表示法では、消費者等に 販売される全ての食品に 食品表示が義務付けられています。

食品表示法及び
食品表示基準の概要

食品の表示については、平成27年に食品表示法(平成25年法律第70号。以下「法」という。)が施行され、包括的かつ一元的な制度が創設されました。

具体的な表示のルールは、食品表示基準(平成27年内閣府令

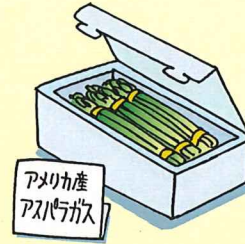
第10号。以下「基準」という。)に定められており、食品の製造者、加工者、輸入者又は販売者(以下「食品関連事業者等」という。)に対しては、食品表示基準の遵守が義務付けられています(法第5条)。

生鮮食品の表示



農産物の 表示概要

- 表示事項…
「名称」「原産地」等

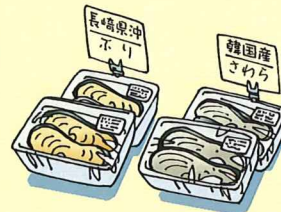


加工食品の表示



畜産物の 表示概要

- 表示事項…
「名称」「原産地」等

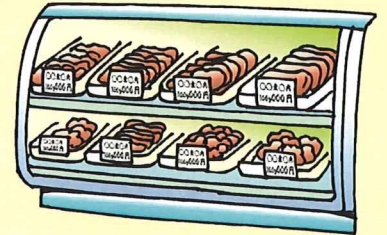


業務用の表示



水産物の 表示概要

- 表示事項…
「名称」「原産地」等



Q & A



玄米及び 精米の 表示概要

- 表示事項…
「名称」、「原料玄米」、「内容量」、
「調製時期、精米時期又は輸入時期」、
「食品関連事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号」



加工食品の 表示概要

- 表示事項…
「名称」、「保存の方法」、「消費期限又は賞味期限」、
「原材料名」、「添加物」、「原料原産地名」、「内容量又は固形量及び内容総量」、
「栄養成分の量及び熱量」、「食品関連事業者の氏名又は名称及び住所」、
「製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称」等

●特定保健用食品の表示概要

- ・表示事項…「特定保健用食品である旨」、「許可等を受けた表示の内容」、「一日当たりの摂取目安量」等

●機能性表示食品の表示概要

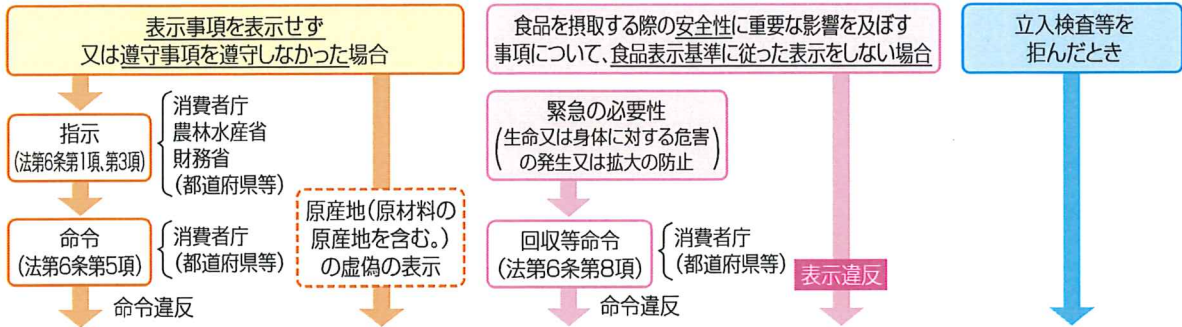
- ・表示事項…「機能性表示食品である旨」、「科学的根拠を基にした機能性について、消費者庁長官に届け出た内容」、「届出番号」、「一日当たりの摂取目安量当たりの機能性関与成分の含有量」、「機能性及び安全性について国による評価を受けたものではない旨」、「疾病の診断、治療、予防を目的としたものではない旨」等

☆食品表示基準を守らないときには…

立入検査等

- ・内閣総理大臣…立入検査、報告徴収、物件提出、収去(法第8条第1項)
 - ・農林水産大臣(酒類以外の食品)…立入検査、報告徴収、物件提出(法第8条第2項) 等
 - ・財務大臣(酒類)…立入検査、報告徴収、物件提出(法第8条第3項)
- ※権限の委任 内閣総理大臣→消費者庁長官、都道府県知事等
農林水産大臣→地方支分部局の長・都道府県知事・指定都市の長
財 務 大 臣→国税庁長官・地方支分部局の長

指示・命令



罰則

1年以下の懲役又は100万円以下の罰金(法第20条) 【法人】1億円以下の罰金(法第22条)	2年以下の懲役又は200万円以下の罰金(法第19条) 【法人】1億円以下の罰金(法第22条)	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科(法第17条) 【法人】3億円以下の罰金(法第22条)	2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又は併科(法第18条) 【法人】1億円以下の罰金(法第22条)	50万円以下の罰金(法第21条) 【法人】50万円以下の罰金(法第22条)
---	---	---	---	--

●なお、食品衛生法第20条や健康増進法第65条においては、一部の虚偽又は誇大な表示又は広告について、不当品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第5条第1項や特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第12条においては、取引における不当な表示等について禁止しています。

トピック

従前のルールから変更されている以下の点等に留意し、表示する必要があります。

○特定原材料として「くるみ」を追加

アレルギー表示の対象品目である特定原材料として「くるみ」を追加。
【経過措置期間:2025(令和7)年3月31日まで】

○遺伝子組換えに関する任意表示制度の改正

分別生産流通管理(IP管理)を行い、遺伝子組換え農産物の意図せざる混入率を5%以下に抑えている大豆及びとうもろこしは「適切に分別生産流通管理をしている」旨の表示や、分別生産流通管理を行い、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる大豆及びとうもろこしは「遺伝子組換えでない」旨の表示がそれぞれ可能となる。
【2023(令和5)年4月1日施行】

○原料原産地表示制度

全ての加工食品(輸入品を除く。)について、1番多く用いられている原材料の産地の表示を義務付け。表示方法は「国別重量順表示」、「製造地表示」、「又は表示」、「大括り表示」、「大括り表示+又は表示」があり、2022年(令和4年)3月31日までを経過措置期間としていた。

○「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン」の公表

「食品添加物表示制度に関する検討会」及び「食品添加物の不使用表示に関するガイドライン検討会」での議論を踏まえ、食品表示基準第9条に規定された表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとなる食品添加物の不使用表示に係るガイドラインを公表。
【表示の見直し期間:2024(令和6)年3月末まで】

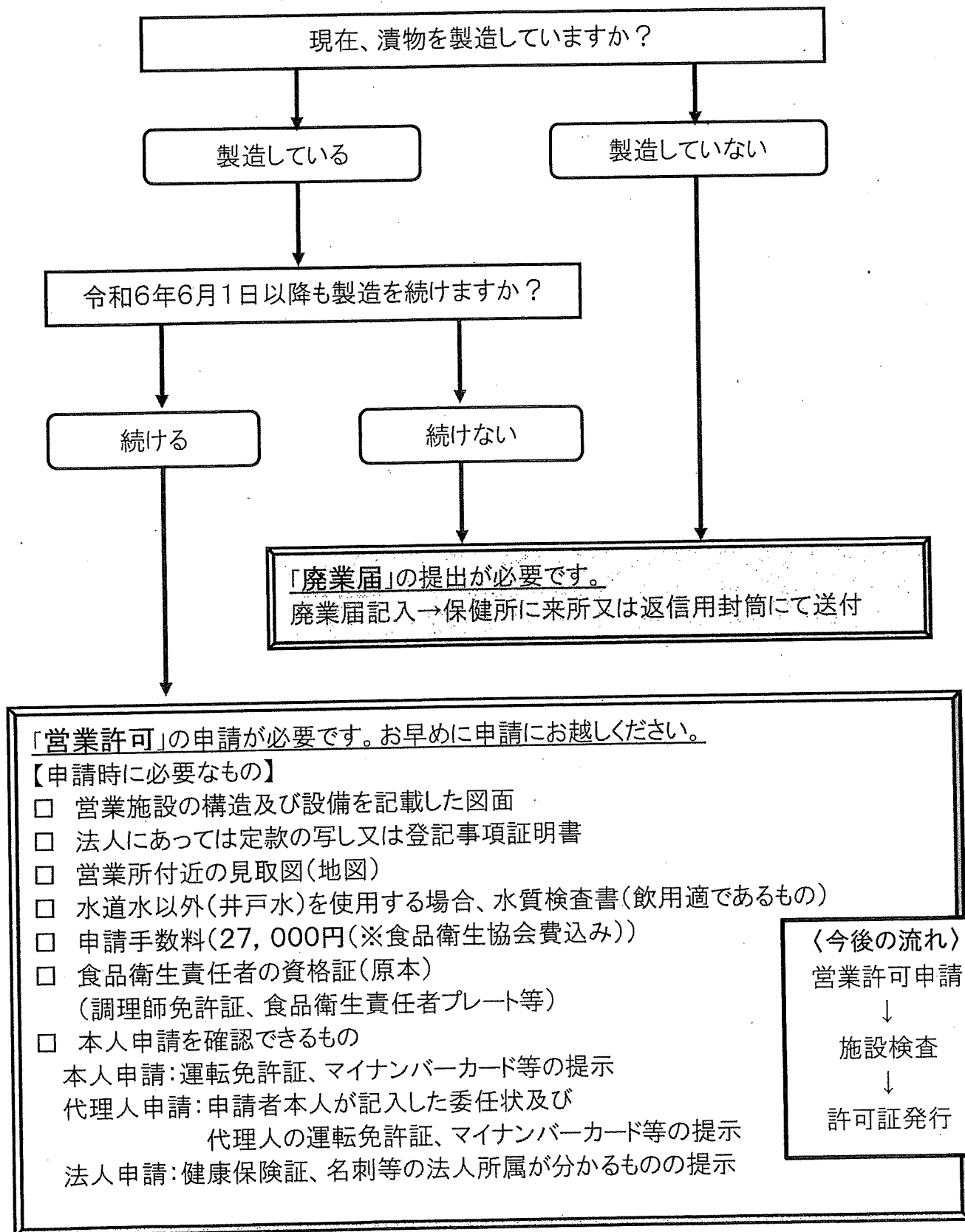
○しいたけの原産地表示の改正(令和4年3月末から)

原産地について、原木又は菌床培地に種菌を植え付けた場所(植菌地)を原産地として表示する。生鮮しいたけは令和4年9月末まで、しいたけ加工品は令和5年3月末までを猶予期間としていた。

○アサリの原産地表示ルールの厳格化

(令和4年3月末から)
アサリの原産地表示について、「蓄養」を定義し、この期間は成育期間に含まれないこととする。輸入したアサリの原産地は、蓄養の有無にかかわらず輸出国となり、例外として、輸入した稚貝のアサリを区画漁業権に基づき1年半以上^(※)育成(養殖)し、育成等に関する根拠書類を保存している場合には、国内の育成地を原産地として表示できることとする。
^(※)輸入したアサリの成育期間の確認が困難なため、アサリの採捕までの一般的な所要年数が3年程度であることを踏まえた整理。

《手続きの流れについて》



【問合せ先】

宮崎市保健所 保健衛生課 食品衛生係 TEL 0985-29-5283